

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

許認可等の内容		農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予申請に対する決定												
根拠法令等及び条項		栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程第8条第1項及び別表第1												
標準 処理 期間	根拠条項	未設定												
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更												
	標準処理期間	日												
審査 基準	根拠条項	栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程第8条第1項及び別表第1												
	参考事項													
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更												
	【 基 準 】													
	<p>栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程抜粋 (分担金の徴収猶予)</p> <p>第8条 条例第6条の規定する分担金の徴収猶予の基準は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2～5 略</p>													
	<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収猶予区分</th> <th>猶予額</th> <th>徴収猶予期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受益者がその財産につき震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき。</td> <td>市長が認定する額</td> <td>市長が認定する期間</td> </tr> <tr> <td>受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷により長期療養を必要とするとき。</td> <td>市長が認定する額</td> <td>市長が認定する期間</td> </tr> <tr> <td>その他市長が特に必要と認めるとき。</td> <td>市長が認定する額</td> <td>市長が認定する期間</td> </tr> </tbody> </table>			徴収猶予区分	猶予額	徴収猶予期間	受益者がその財産につき震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき。	市長が認定する額	市長が認定する期間	受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷により長期療養を必要とするとき。	市長が認定する額	市長が認定する期間	その他市長が特に必要と認めるとき。	市長が認定する額
徴収猶予区分	猶予額	徴収猶予期間												
受益者がその財産につき震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき。	市長が認定する額	市長が認定する期間												
受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷により長期療養を必要とするとき。	市長が認定する額	市長が認定する期間												
その他市長が特に必要と認めるとき。	市長が認定する額	市長が認定する期間												